

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金のご案内

【令和6年度版】



公益社団法人 **とちぎ環境・みどり推進機構**

〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2

TEL 028-624-3710 FAX 028-624-6802

URL <http://t-kms.sakura.ne.jp/>

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

## ★ 事業の概要

里山林は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持管理されてきました。

しかし、このような里山林は、昭和30年代の石油・ガスなどの化石燃料の普及、化学肥料の普及等により地域住民との関係が希薄になり、侵入竹などによる荒廃が進んでいます。

そこで、とちぎ環境・みどり推進機構では、林野庁の助成制度を活用して、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行っています。

### メインメニュー

※ 支援の単価は、概ね、国費(3/4)+県費(1/8)+市町費

### 地域環境保全タイプ



里山林景観を維持・保全するための活動

初年度 **160**千円/ha  
2年目 153千円/ha  
3年目 146千円/ha



侵入竹の伐採・除去、荒廃竹林の整備活動

初年度 **380**千円/ha  
2年目 353千円/ha  
3年目 325千円/ha

### 森林資源タイプ



燃料用薪などとして利用するための伐採活動

初年度 **160**千円/ha  
2年目 153千円/ha  
3年目 146千円/ha

### 森林機能強化タイプ

路網の作設・補修・機能強化等 **1**千円/m

### 関係人口創出・維持タイプ

地域外関係者の受け入れ

### サイドメニュー

資機材の購入・設置	活動に必要な資機材の購入・整備
1/2を支援する資機材	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等(汎用性のある物品等は対象外)
1/3を支援する資機材	林内作業車、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋
賃借料の1/3を支援する資機材	移動式の簡易なトイレ(関係人口創出・維持タイプに限る)



★ 活動組織への支援内容

支援の上限額:500万円(国費)

事業名と対象となる内容	単 価		
	1年目	2年目	3年目 (以降)
<b>活動推進費</b>	(単位:円/年)		
現地の林況調査、活動計画実施のための話し合い、研修等	150,000		
<b>地域環境保全タイプ「里山林景観を維持・保全するための活動」</b>	(単位:円/ha)		
雑草木の刈り払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地寄せ、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣被害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	160,000	153,000	146,000
<b>地域環境保全タイプ「侵入竹の伐採・除去、荒廃竹林の整備活動」</b>	(単位:円/ha)		
竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用等、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	380,000	353,000	325,000
<b>森林資源利用タイプ</b>	(単位:円/ha)		
雑草木の刈り払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	160,000	153,000	146,000
<b>森林機能強化タイプ</b>	(単位:円/m)		
歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り	1,000	1,000	1,000
<b>関係人口創出・維持タイプ</b>	(単位:円/回)		
地域外関係者(※)との活動内容の調整、地域外関係者受入れのための環境整備(アクセス道の整備(刈払い)、「立入禁止」等看板等の設置、安全用具、事務用品)、これらの活動に必要な森林調査・見回り、損害保険等	66,000	66,000	66,000

- 1) 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ及び森林機能強化タイプの同一年度の同一箇所での重複適用は認められません。
- 2) 1活動組織あたり、年度ごとに500万円(国交付金)を上限として支援し、同じ場所では原則3年間活動することが条件となります。
- 3) 事業実施期間及び完了後10年間は、対象森林の他の用途への転用や、皆伐に対し制限を受けます。

※「地域外関係者」は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者とする。

## ★ 支援を受けるための要件は？

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下の条件を満たす活動組織を設立する必要があります。

### 活動組織

活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方(3名以上)で構成してください。地域の自治会、NPO法人、森林組合等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。

- ★ 会費徴収等により財政基盤が確立され、自立的な活動が可能なこと
- ★ 安全講習会を実施すること
- ★ 傷害保険に加入すること
- ★ 3年間の活動計画を策定し、活動結果のモニタリングを実施すること
- ★ 森林所有者と国及び県実施要領に基づく協定を締結すること
- ★ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」を作成すること
- ★ 「環境負荷低減のチェックシート」について、各取組を実施期間中に実施する旨チェックし提出すること

### 対象森林

本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。

### 活動区域

地域住民による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織は、対象森林と同一都道府県内にある必要があります。

### 活動計画書

活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画(原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。)、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。(計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。)

## ★ 申請の手続きは？

